

神戸市環境影響評価審査会運営規程

平成9年10月15日
神戸市環境影響評価審査会 会長決定

改正 平成16年4月30日

改正 平成25年10月1日

改正 令和2年4月16日

(趣旨)

第1条 この規程は、神戸市環境影響評価審査会規則（平成9年10月規則第38号。以下「審査会規則」という。）第6条の規定に基づき、神戸市環境影響評価審査会（以下「審査会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程で使用する用語の定義は、神戸市環境影響評価等に関する条例（平成9年10月条例第29号。以下「条例」という。）及び審査会規則の定義による。

(会議及び議決)

第3条 審査会は、会長が招集し、会長が、その議長となる。

2 審査会は、次の各号のいずれかに関する議決を行うにあたっては、一般委員及び議題に関係のある臨時委員の総数の過半数の者が出席しなければならない。

- (1) 条例第8条第3項に規定する意見
- (2) 条例第8条の7第2項に規定する意見（条例第12条第2項において準用する場合を含む。）
- (3) 条例第8条の10第3項に規定する意見（条例第31条の3において準用する場合を含む。）
- (4) 条例第21条第2項に規定する答申
- (5) 条例第31条第2項に規定する意見
- (6) 条例第31条の2第2項に規定する意見（条例第31条の2第7項及び条例第31条の4第2項において準用する場合を含む）
- (7) 条例第35条第3項に規定する意見

3 審査会は、審査会規則第4条第2項の規定により会長及び副会長の互選を行うにあたっては、一般委員の総数の過半数の者が出席しなければならない。

4 議決は、出席委員の過半数で決し、可否同数の時は、会長の決するところによる。

5 会長は、特別な事情により審査会に一般委員及び議題に関係のある臨時委員を招集することが困難であるときは、あらかじめ書面等により意見を聴取し、その結果をもって第2項各号に掲げる議決に代えるものとする。

(調査審議)

第4条 審査会は、調査審議を行うにあたり、必要に応じ現地調査を行うものとする。

2 会長は、前項の現地調査を行う場合において、事業者又は市以外の者が所有する又は占有する土地又は建物に立ち入る必要があるときは、当該土地又は建物の所有者又は占有者の協力について市長に要請するものとする。

3 会長は、必要があると認めるときは、事業者その他の関係者の説明又は参考人の意見を聴くも

のとし、これらの者の出席について市長に要請するものとする。

- 4 委員は、調査審議に関し、会議のほか、会長に書面を提出することにより、意見を述べることができる。

(会議の公開)

第5条 審査会の会議は公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する事項を審議する場合であって、会議の一部又は全部を非公開とする旨の議決をしたときは、この限りでない。

- (1) 神戸市情報公開条例(平成13年7月条例第29号)第10条各号のいずれかに該当すると認められる情報を含む事項
 - (2) 貴重な動植物に関する情報であって、公にすることにより種の保全及び良好な環境の保全の支障となる事項
 - (3) その他公開することにより公平かつ円滑な審議の支障となる事項
- 2 審査会の会議の傍聴に関して必要な事項は、別に定める。

(会議録)

第6条 審査会の会議録を作成する。ただし、次の各号のいずれかに該当する事項については、記載しない。

- (1) 発言した一般委員及び臨時委員の氏名
 - (2) 前号の発言をした者の氏名が推定され得ると会長が認める発言部分
- 2 会議録の確認は会長が行う。
 - 3 会議録は、前条第1項各号のいずれかに該当すると会長が認める事項を除き公開する。
 - 4 前項の規定により公開する会議録は、審査会規則第5条に規定する審査会の庶務を行う場所において、公文書管理規程(昭和35年4月訓令甲第8号)第32条第1項に規定する公文書分類表に定められた保存期間の満了する日(以下「保存期間満了日」という。)まで閲覧に供する。

(会議資料)

第7条 審査会の会議資料は、第5条第1項各号のいずれかに該当すると会長が認める事項を除き、公開する。

- 2 前項の規定により公開する会議資料は、次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に規定する場所において閲覧に供する。
 - (1) 会議の公開中 会議場内
 - (2) 会議終了後から保存期間満了日まで 審査会規則第5条に規定する審査会の庶務を行う場所

(調査及び研究)

第8条 審査会は、環境影響評価及び事後調査に関する手法の調査及び研究に努めるものとする。

- 2 会長は、前項の調査及び研究を行おうとするときは、市長に必要な協力を要請するものとする。

(専門部会の設置)

第9条 審査会は、必要に応じて専門部会を置く。

- 2 専門部会は、審査会から付議された事項を審議し審査会へ審議結果(以下「専門部会報告」という。)を報告する。
- 3 専門部会に属すべき委員(以下「専門部会委員」という。)は、一般委員及び臨時委員のうちから会長が指名する。
- 4 専門部会の運営及び組織の規定は、第3条から前条まで並びに審査会規則第4条及び第5条の

規定を準用する。この場合において「審査会」とあるのは「専門部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「副会長」とあるのは「副部会長」と、「一般委員」とあるのは「専門部会に属する一般委員」と、第3条第2項中「意見」とあるのは「意見に係る専門部会報告」と、「答申」とあるのは「答申に係る専門部会報告」と読み替えるものとする。

- 5 第3条第2項第3号又は第6号に規定する意見（以下「特定意見」という。）の審議を行う場合において、会長は、審査会に諮ることなく専門部会を置き、審議を行わせることができる。この場合、審査会から付議があったものとみなす。
- 6 第2項の規定にかかわらず、専門部会は、特定意見に関する議決を行うことができる。この場合において、第4項中第3条第2項に係る読み替え規定を適用せず、専門部会の議決を審査会の議決とみなす。
- 7 前項の議決を行う場合は、会長は専門部会に出席しなければならない。
- 8 会長は、第5項の規定により専門部会を置き、審議を行わせた場合は、速やかに審査会にその旨を報告しなければならない。専門部会が第6項の議決を行った場合も同様とする。

附 則

この規程は、平成9年10月15日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月30日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月16日から施行する。